

桜井市学校規模適正化基本方針の構成

1. はじめに

- ①背景と目的
- ②基本方針の位置づけ（桜井市教育大綱との関係、役割）
- ③検討経過

2. 桜井市の学校規模に関わる現状と課題

(1) 学校をとりまく現状と将来動向

- ①桜井市人口
- ②学校数、児童生徒数、学級数、学校生活
- ③学校施設
- ④地域と学校の関わり

(2) 学校規模に関わる課題

- ①教育面の課題（学級数、クラス人数、学校施設、通学環境）
- ②施設管理面の課題（施設整備・維持管理）
- ③地域連携面の課題（学校運営参加、学校のコミュニティ機能）

3. 学校規模適正化に向けた基本的な考え方

主要部分骨子の説明範囲

(1) 適正化の視点

- ①子どもにとってより良い教育環境の実現
- ②持続的・安定的な教育の推進
- ③地域とともにある学校づくり

(2) 学校の適正規模

- ①学級数、学級児童・生徒数
- ②通学距離、通学時間

(3) 適正な学校配置

- ①中学校区を基本とする適正化
- ②規模のみではない総合的観点での検討
- ③小中一貫教育導入の検討
- ④建て替えや長寿命化時期を目安とする再配置

(4) 推進上の留意点

- ①安心・安全の確保
- ②児童・生徒にとっての環境変化への対応
- ③地域と学校の関係の維持・向上
- ④廃校建物・敷地の利活用

4. 取組の進め方

- ①前期・中期・後期計画とアクションプランの策定
- ②地域各主体との協働での検討・推進

学校規模適正化基本方針主要部分の骨子

3. 学校規模適正化に向けた基本的な考え方

(1) 適正化の視点

① 子どもにとってより良い教育環境の実現

- 児童・生徒により良い教育環境を提供し、その環境を活かして望ましい学習・集団活動が形成されることを最優先に学校規模の適正化を進める。

② 持続的・安定的な教育の推進

- 教育体制や学校施設の良好な状況を、将来にわたって維持・改善できるように、全市的・長期的な視野に立って、統廃合も含めて校区の弾力的な見直しによる学校規模の適正化を早期に進める。

③ 地域とともにある学校づくり

- 学校は、防災・保育・地域交流の場等、地域のコミュニティの核としての性格を有している。また、学校教育は地域の将来を支える子どもたちを育てる場であり、地域づくり・まちづくりのあり方と密接に結びついている。学校と地域社会とのつながりや果たしてきた役割などに配慮し、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた学校規模の適正化を進める。

(2) 学校の適正規模

①学級数、学級児童・生徒数

★小・中学校の適正学級数	12 学級から 18 学級
--------------	---------------

- 学校教育法施行規則第 4 1 条において、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときは、この限りではない。」とされており、中学校においても同様とされている。
- 基準に満たない場合は 1 学年 1 学級となり、クラス替えができなく、クラス間で切磋琢磨できないことなどから、教育活動上様々な制約が生じると想定され、桜井市においてもこれを基本とする。
- なお小学校において、全学年又は大半の学年が 1 学年 1 学級となった場合（近い将来確実である場合を含む）、小規模校として位置づける。

★各学級の児童・生徒数は、国の基準では小学校 1 年生が 35 人以下、小学校 2 年生～6 年生及び中学生は 40 人以下となっており、桜井市においてもこれを基本とする。
--

②通学距離、通学時間

★小・中学生は、交通安全上の配慮から、スクールバスや路線バス、電車を利用し 1 時間以内の通学時間にする。

- 児童生徒の通学距離は、国が示す小学校で概ね 4 km 以内、中学校では概ね 6 km 以内が目安となる。
- 一方で、通学時間については、遠距離、長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる目安として、概ね 1 時間以内が基準となる。

(3) 適正な学校配置

① 中学校区を基本とする適正化

- (2)で示した適正規模を踏まえた上で、児童生徒にとって優良な教育環境を確保するため、適正配置の視点から現行の中学校区の枠組みを堅持しながら、各小・中学校において適正規模を確保する。

② 規模のみではない総合的観点での検討

- 学校規模ならびに通学距離・時間のみを基準として機械的に判断せず、地理的条件や交通手段の状況、児童生徒の安全確保等の各地域の実情や課題を踏まえて、総合的な教育条件の向上に資する形で検討する。

③ 小中一貫教育導入の検討

- 学校配置に際して、教育面や学校運営面で様々な効果が見込まれる小中一貫教育の導入により、より充実した教育環境を確保することを検討する。

④ 建替えや長寿命化時期を目安とする再配置

- 小・中学校の校舎は、老朽化対策が必要なRC造校舎が年次的に発生することから、適正規模・配置化は、建て替えや長寿命化の時期が優先順位検討の目安になる。
- その際には、当該校のみではなく、隣接する学校及び中学校区全体の状況を勘案して基本方針に沿った検討を行い、適正規模・適正配置を進めて行く。

(4) 推進上の留意点

①安心・安全の確保

- 通学区域変更に伴う通学距離延長、通学路や通学手段の変更等による交通事故や犯罪等の危険を抑制するために、地域ぐるみで安全確保、また、子どもたちの危険予測回避能力の育成などに努める。

②児童・生徒にとっての環境変化への対応

- 統合予定校同士の交流や学習・生活規律に関するルール、方針、基準の調整を行う。また、障害のある児童・生徒に対して一貫した支援のための確実な引き継ぎや継続的な支援会議等を行う。

③地域と学校の関係の維持・向上

- 学校統合・再配置等により従来の地域と学校の関係が変わり希薄化する懸念がある。校区が広がることをメリットとして最大限に活かす取組に努める。

④廃校建物・敷地の利活用

- 統合により使用されなくなった学校建物・用地を、様々な用途で有効に活用し地域の活性化に資するように、地域住民と協働で取り組んでいく。

4. 取組の進め方

①前期・中期・後期計画とアクションプランの策定

- 事業の推進にあたっては、適正規模校の老朽化対策も合わせた、市内の小・中学校再編の長期的な全体計画（計画期間 30 年）及びアクションプラン（計画期間 10 年）を中学校区ごとに策定し取り組みを推進していく。
- 全体計画は前期・中期・後期の 3 期に分け設定する。全体計画及びアクションプランは、5 年程度のサイクルで計画の見直しを図り、アクションプランに反映させる。

②地域各主体との協働での検討・推進

- 学校規模の適正化は児童生徒の教育条件改善のために行うもので、具体的な教育上の課題について保護者や地域住民との共通理解を図りながら進めていくことが必要である。
- 小・中学校は、地域コミュニティの核として、また、地域の将来を支える子どもたちを育む場でもあるため、地域づくりのあり方と密接に結びついている。そのため、適正化の取組は、保護者、地域住民等との情報提供、意見収集、検討・協議等の機会と場を設け、理解と参画を得ながら推進する。

学校適正化教育に関する課題

○児童生徒数

- 児童数
 - ・11校の全児童数は2,872人、4校の全生徒数1,358人とこれまでで最低となっている。
 - ・ほとんどの学校において、児童生徒数の減少傾向が続いている。特に山間部の学校の児童生徒数の減少が著しい。
- 学級数・学級人数
 - ・小学校11校のうち6校、中学校4校のうち2校において、1学年あたりのクラス数が1~2クラスとなっている。
 - ・1クラスあたりの児童数は16.5人~31.9人、生徒数は20.0人~37.1人と地域によって大きな差が生じている。
- 将来の児童生徒数
 - ・児童生徒数は、平成42年には現在の7割程度、平成52年には6割程度、平成72年には4割程度に減少する。

○学校施設

- 建築年・経過年数
 - ・平成22年度にすべての学校において、耐震改修工事は完了しているものの、古い校舎の老朽化が進んでいる。
 - ・昭和56年以前の旧建築基準で建設された学校が約3分の1を占め、今後も大規模な改修が順次必要となっている。
 - ・桜井東中は築後50年が経過しており、早急な対応が必要である。
- ライフサイクルコスト
 - ・すべての学校を維持管理した場合、膨大な費用が必要となる。

○学校生活

- 通学状況
 - ・小学校では、初瀬小はスクールバス、桜井南小はコミュニティバスを利用している児童がいるが、ほとんどの児童は徒歩で通学している。
 - ・中学校では、桜井中は自転車、桜井東中は電車あるいはコミュニティバス、スクールバスで通学している生徒が多いものの、ほとんどの生徒は徒歩で通学している。
- 中学校の部活動の状況
 - ・生徒数が多い中学校では部活動数が多く、生徒数が少ない中学校では部活動数が限られている状況にある。

○学校と地域

- 沿革
 - ・ほとんどの小学校が明治時代に創立している。
- 学校教育への関与
 - ・すべての学校において学校支援活動が行われている。
- 防災、保育、地域活動等の場としての学校利用状況
 - ・すべての学校において体育施設が開放されており、地域のイベントやスポーツ振興が行われている。
 - ・防災や保育、人権教育等が行われており、地域の核として機能している。

<学校における課題>

- ### 学校規模の適正化
- ・半数以上の学校において、1学年あたりのクラス数が少ないため、クラス替えができないほか、多様な考え方に触れたり学びあう機会、切磋琢磨する機会がない等の問題が生じている。
 - ・また中学校においては、生徒数が少ないことにより、部活動数が限られている。
 - ・今後、さらに少子化が進展し、1クラス編成でも困難な学校が生じることで、部活動が行えないこと等の問題の解消に向けて、学校規模の適正化を図ることが必要である望ましい。
 - ・学校規模の適正化を進める際には、多様な教育形態についても検討し、より充実した教育環境を確保する必要がある。

- ### 学校施設の更新
- ・老朽化対策について着手しなければならない時期にさしかかっているため、学校規模の適正化とともに、今後も使用する学校施設については、改修を行う必要がある。
 - ・施設の建て替えや長寿命化の対応が早急に求められている学校については、優先的に適正化に取り組む必要がある。
 - ・その際、当該校のみではなく、近隣する学校の状況等について勘案する必要がある。

- ### 通学方法の検討
- ・学校配置の適正化により、これまでの通学方法では通学することができない状況が生じるため、通学方法の検討を行う必要がある。
 - ・その際、長距離、長時間通学となり、電車やコミュニティバス、スクールバスを利用する児童生徒については、一定の条件を設定する必要がある。
 - ・安心・安全な通学ができる通学方法を検討する必要がある。

- ### 地域との連携
- ・学校は、防災、保育、地域交流の場等、地域のコミュニティの核としての性格を有しているため、「地域とともにある学校づくり」の視点を含めて議論を行うことが必要である。
 - ・適正配置については、通学距離や時間を基準として機械的に判断するのではなく、防災や教育、地域活動等の場であることも踏まえて検討する必要がある。



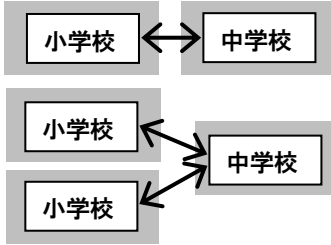
(1) 小中一貫教育とは

- 小中一貫教育とは、小学校と中学校を連続した一つの期間として捉え、9年間を通して一貫した教育を行う学校のこと。
- 児童生徒の発達が早まっていること、中学校移行段階でいじめや不登校が増加し、学習意欲が低下してしまう「中1ギャップ」の問題が深刻化していることなどを背景に取組が進められてきた。
- 現在では、全1743市区町村のうち211市町村、1130校で実施されている。(文科省調査(平成26年5月))。

(2) 取組の形態

- 学年の区分は、6-3制、4-3-2制、5-4制等多様なものがある。
- 施設設置形態は、施設一体型、施設隣接型、施設分離型がある。

表 施設設置形態の分類

分類		施設一体型	施設隣接型	施設分離型
		小・中校舎の全部又は一部が一体的設置、又は渡廊下で接続	小・中校舎が同一敷地又は隣接敷地に別々に設置	小・中校舎が隣接しない異なる敷地に別々に設置
設置イメージ				
特徴	小中一貫校効果	◎ 小中一貫の諸体制やカリキュラムを一体的に構築できる	○ 小中一貫の諸体制やカリキュラムを一体的に構築できる	△ 学校間が遠いと小中の密接な連携が難しくなる
	児童・学級数確保	○ 統合結果をそのまま反映できる	○ 統合結果をそのまま反映できる	△ 複数小学校が残る場合は、学級数確保効果は低い
	既存施設の活用	△ 新築、増築が必要。施設余裕のある学校があれば活用可能	△ 施設余裕のある小学校があれば活用可能	○ 現状の施設をそのまま活用できる

資料：小中一貫教育関連基礎資料（文科省、平成26年）等に基づき事務局作成

(3) 小中一貫教育の効果

- 小中一貫教育の成果として、中学校進学への不安解消、「中一ギャップ」の緩和、小・中学校教職員間での協力や互いの良さを取り入れる意識の向上、小・中学校共通で実践する取組の増加などがあげられている。(文科省調査(平成26年5月)、詳細は別紙参照)
- このほかにも、小学校での専科指導、体育館・プール・図書室等施設の共有化、中学校部活動への小学校高学年の参加などのメリットもある。

(4) 小中一貫教育制度

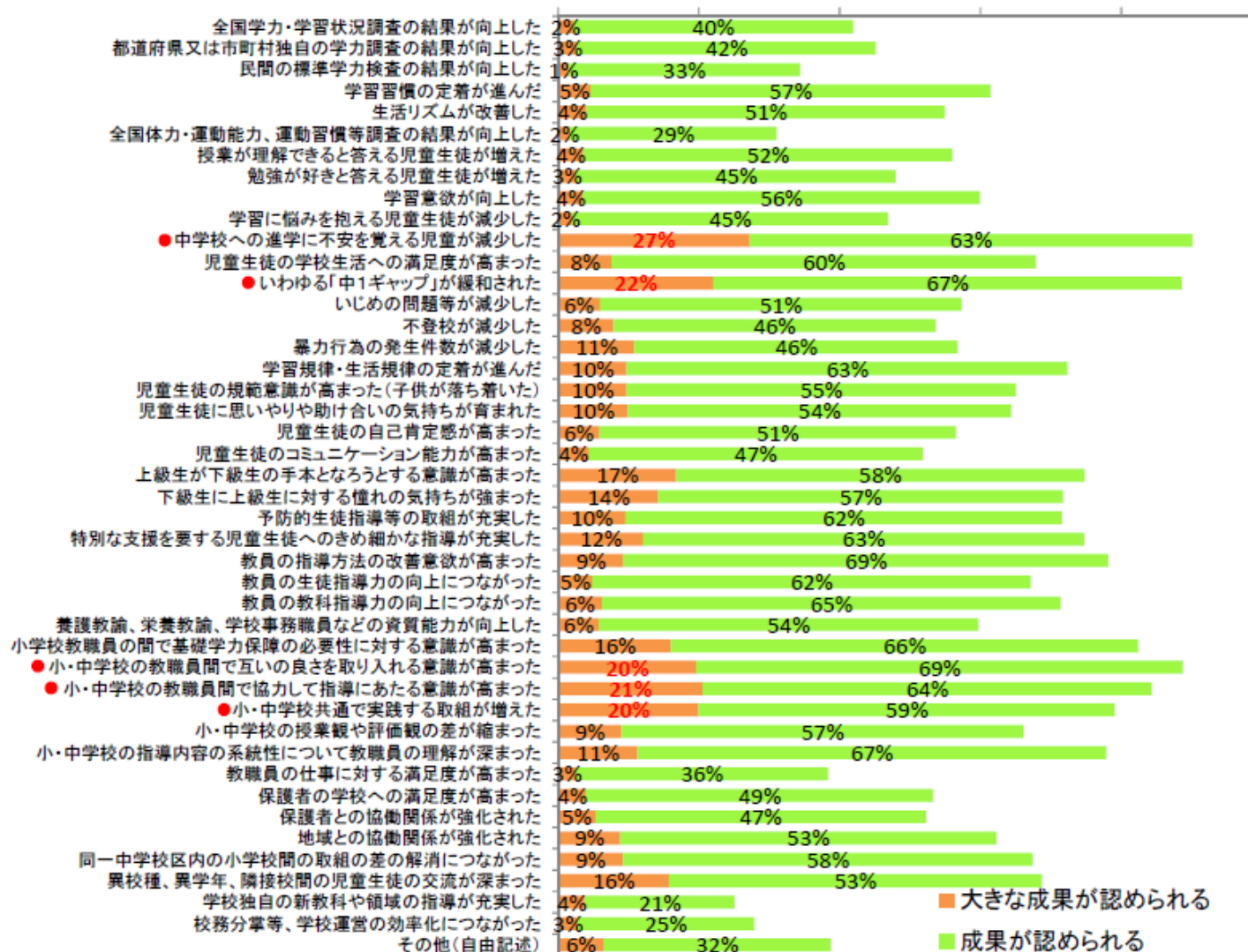
- 研究開発学校制度（平成 12 年度～）以来、複数制度の変遷を経て、9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法を施行（平成 28 年 4 月 1 日施行）
- 法には、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の 2 形態が制度化されており、その特徴は下表の通りである。

表 小中一貫教育制度の類型の特徴

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
修業年限	9 年（前期課程 6 年+後期課程 3 年）	小学校 6 年、中学校 3 年
組織・運営	1 人の校長、1 つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型いずれも可	
標準規模	18 学級以上 27 学級以下	小学校、中学校それぞれ 12 学級以上 18 学級以下
通学距離	おおむね 6km 以内	小学校おおむね 4km 以内 中学校おおむね 6km 以内

資料：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（文科省、平成 28 年）より作成

小中一貫教育の成果

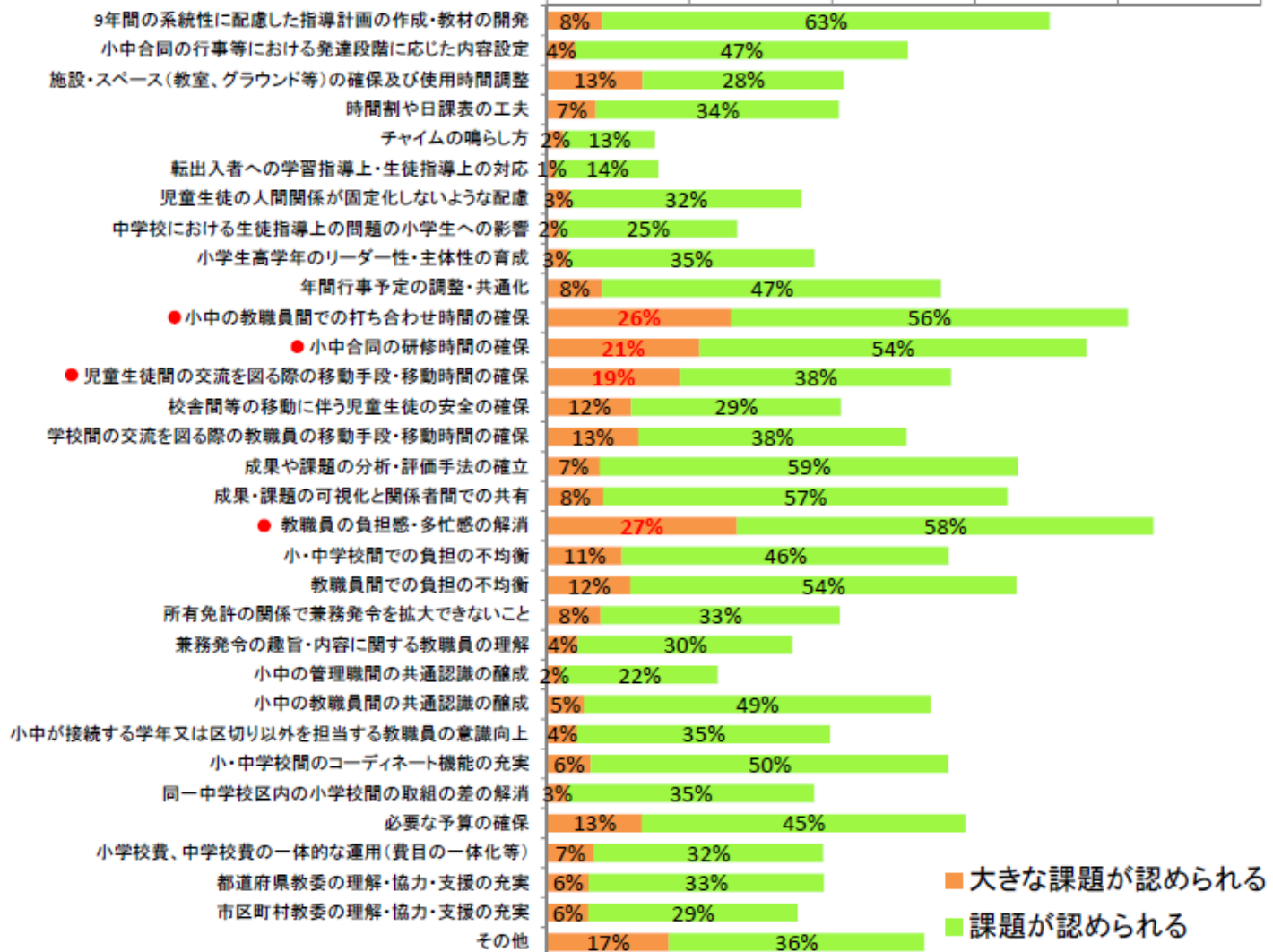


N=1130(小中一貫教育実施件数)

※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

出典：「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文科省)

小中一貫教育の課題



N=1130(小中一貫教育実施件数)

※「大きな課題が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

出典：「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文科省)